



定價一匁

公私雜報

第一號



西垣文庫 特
文庫 10
7290
11



伏稟

迷子まひご 欠落かひおち 落物おとしもの 厄やくらひ物 盗ぬすまひ物
及び諸賣もの等々を多く廣く世に弘め或は
問う使ふ代得たき事あり少しも遠慮な
く其もよろくの書林又も繪草子屋の事が
と委しく書きたるしは遣として成は速に
出板しゅつばんしつ四方に告ぐ知らせ申さるべく

辰四月

公私雜報會社



公私雜報第十一號

慶應四年五月六日

○横濱新聞抄出

近日「サントウ井ス」島より報告ありて「亞國鯨
漁船船主号「ロニール」北海に航して古来より関中知
らざる一ツの土地で見出さる其始末即左の如し」
一日「ナイル」船北緯七十三度三十分経緯百
八十度程の處に到り一ツの土地を見出さる
其地勢海面と出る事高くして其中央と覺し
其方に「絶烟」の曰火山あり其高きこと凡そ三

千尺餘猶船を進むること若干日にして遂にその濱を去る事十五里許その内は来程を子細に之を檢を流ば高亦を白雪皚々然低亦を綠草漫々を更に入種は住む所を形と但し此新發明の地を近日「ミッチェル氏の著せる」レジストルと云ふ北海地方の圖は出多を就く見るが大坂より其の新聞は

此程大原前侍從殿亞國「ニニストル」に鐵船「ニコール」引渡しの事を託頼何程は其の代り差出を感々と云ふに「ニニストル」局外中立の

法を守りて本國の指圖に任を命じと答たり尤此次の飛脚船は本國より差圖を中越を積ぶる先夫迄を鐵船依然とて亞國旗章の保護中にあり

○奥州村々 禁裏御領所に相成陣屋

引拂ひの御届書

私在住罷るに奥州塙陣屋に當月三日伊達陸奥守使者罷り越し今般奥羽鎮撫總督九條大納言殿仙臺表は下向々上右兩國は料所のかの

朝廷に召上らば終私支配所村々を伊達家法預所
に仰付いに付受取るもの差出間早に引渡し
可申若遅引に及ひいそく官軍差向ぬく且つ私
儀の悔悟尽力の心得あり仙臺表へ急速可罷出
旨申向の間 上様御恭順の法趣意成りつゝ
朝命遵奉の儀兼て法沙汰の次第も法座に付
陣屋を速に明け渡して申すゆゑ私儀の累代
御當家の御恩沢を蒙る身分何様嚴命法座に
と
朝廷に奉仕いほ難忍右に朝典に觸るゝ

至當の法所置受度段相答り然る上桑折表
に重役出張罷在に古同所罷在談判以多
し吳の招尚申向の間無餘儀同日出立同月五日
桑折表着の上伊達家隊長牧野新兵衛に面會前
書の趣談判に及びい處悔悟尽忠の心得を以て
仙臺表に罷出に於
朝廷其儘に任用す相成様周旋終るべく向方今
の勢同家の教諭に従ひい方然るべく旨再應中
聞い得ども
朝廷に御奉公す仕所存無之上を仙臺表に罷在

出のりも無詮儀の旨強て申し張るゝ處右の存
 意を臣子の分無據次才尤之趣意に付鎮撫使に
 伺の上沙汰に及ぶる旨申候に付相待罷り
 在るに處私身分之儀に於
 朝廷御沙汰に及ぶるに同勝手次第に申す
 配所の儀に請取の者早に可申差遣旨參謀方差
 圖之趣同十二日新兵衛より申すに付桑折出
 立同十五日塙表歸陣仕同十九日塙淺川兩陣屋
 明渡し私あしむに手附手代とも一同引拂ひ申
 以依之法届申上以上

辰閏四月

多田銃三郎

○坂地に於て英國公使拜禮の事

閏四月朔日辰の刻東本願寺懸所に
 行幸被為在午の半刻英國公使「ヤルハリ」パルク
 ス并書記官等國書持参上奉拜
 天顏國書を捧奉英國公使言上する趣を
 今日謹々参朝仕に旨意に先般貴國御政体は變
 革相成に趣我皇帝承知仕早速書翰を呈し
 日本天皇陛下の為に幸福高壽を祈り奉り且彌
 兩國人民の為に和親交誼永久の義を奉願の儀

の座ハ可憐

天皇陛下其心意を諒察し給ひて外國交誼を益
深厚ありし給はんこと我奉願處に是度いと
右

勅答の趣に

今度帝王より懇篤の書翰を被差贈

御満足よき思食に則來書よ云々が如く兩國
人民和親交誼の事共に望む所なり此旨公使よ
り速に本國へ通達し給はんこと云云
右にて持禮お濟外國公使等退出申の半刻

遷幸を為在の事

○雜說

三條前中納言殿并其他公卿附屬官吏等不日東
下有之に但右御到着の上は徳川家の御處分
有之ぬくと云

長寄近村浦上并天草邊異教蔓延騷擾相成に
付黒田鍋島の兩侯其他九州の侯伯為鎮靜追
歸國相成に

○

別戔告るとき郭公をきく

讀人志

空に今かきまき傳わとくおまじく帰き
おめろ古巢へ

○

閏四月二十二日江戸よまカバノカミとらふ蒸
氣船へ兵卒數多乗組り横濱入港無程人并荷と
も陸上歩兵多分南方へ送り歸せりのぬるべし
或曰肥後の藩士或曰若州の人數多しと

